

大介第86号  
令和2年4月9日

町内居宅介護支援事業所 管理者様  
町内介護サービス事業所 管理者様  
町内介護保険施設 管理者様  
町内高齢者福祉施設 管理者様

大津町長 家入 勲  
(公印省略)

役場窓口における介護保険関係の手続き等への対応について（依頼）

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている現状を踏まえ、役場介護保険課の業務を以下のとおり変更してまいりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以下の対応は、役場庁舎は不特定多数の住民が来庁すること、また、狭小の仮設庁舎であるため3密を完全に防ぐことが困難な状況であることから、感染予防対策のために対応を検討したものです。

#### 記

1. 介護認定申請（新規、更新、区分変更）、負担限度額認定申請の代行申請について

原則として郵送によるものとします。または、居宅介護支援事業所ごとに1日1回、管理者又は代理者が窓口にもとめてお持ち込みください。内容の聞き取りは、介護保険係から電話にて行います。

また、できるだけ代行申請を行っていただき、住民の方が役場に出向く回数を減らすことにご協力いただきますようお願いいたします。

2. 住宅改修、福祉用具購入の事前申請と事後申請について

原則として郵送によるものとします。または、居宅介護支援事業所ごとに1日1回、管理者又は代理者が窓口にもとめてお持ち込みください。内容の聞き取りは、介護保険係から電話にて行います。事前申請の返却は原則として郵送にてお届けします。

3. 認定資料の提供について

申請は、原則として郵送によるものとします。または、1や2と同様にお持ち込みください。資料は原則として郵送にてお届けします。

4. 変更届や加算の体制届について

提出は、原則として郵送によるものとします。または、1～3と同様にお持ち込みください。

## 5. 認定期間の延長について

これまで「介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる」とされていましたが、令和2年4月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡により「全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合」と、対象者が拡大されました。

大津町の取扱いとしては、このような被保険者の場合は、認定期間を12ヶ月延長することとし、状態に変化が生じた場合は区分変更申請を受け付けるものとします。（手続等の詳細は後日別に通知します。）

## 6. 急を要する相談について

虐待の恐れがある被保険者を発見した場合等、急を要する相談については、これまでどおりとします。高齢者の生命を守り、権利擁護のために引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。

### 【郵送先】

〒869-1292 菊池郡大津町大字大津 1233 番地  
大津町役場 介護保険課 介護保険係

### 【問い合わせ先】

介護保険課 介護保険係 TEL：096-293-3511  
大津町地域包括支援センター TEL：096-292-0770